

○日南市「みやざき林業大学校」修学資金貸与条例

令和元年9月26日条例第33号

改正 令和4年12月16日条例第35号

日南市「みやざき林業大学校」修学資金貸与条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日南市内における林業担い手の確保及び資質の向上に資するため、みやざき林業大学校の長期課程（宮崎県林業技術センターの行う宮崎県林業担い手育成総合研修の長期課程をいう。以下「林業大学」という。）に在学する者又は入学が決定した者で、林業大学卒業後に市内林業事業者に就業しようとするものに対する修学資金の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内林業事業者 日南市内に本店、支店等を有する認定林業事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき、宮崎県知事が認定した林業事業体）をいう。
- (2) 市民 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく台帳をいう。以下同じ。）に記載され、かつ、生活の本拠が当該住民基本台帳に記載された住所にある者をいう。

(貸与を受ける資格)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 林業大学に在学する者又は入学が決定した者であること。
- (2) 林業大学卒業後、市民となるとともに、直ちに市内林業事業者に就業し、業務に従事しようとする者であること。
- (3) 心身ともに健康で、日南市内の林業担い手になると認められる者であること。
- (4) 暴力団等（日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者に該当するものをいう。）に該当しない者であること。

(貸与額及び貸与期間)

第4条 修学資金の貸与額は、林業大学の研修受講料（年額）とする。

- 2 修学資金を貸与する期間は、当該修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し市長が貸与の決定をした日の属する年度以降で、申請者が林業大学に在籍する1年限りとする。

（貸与の申請等）

第5条 申請者は、連帯保証人1人を立て、市長に修学資金の貸与を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、書面による審査を行い、修学資金の貸与の可否を決定するものとする。

（貸与の停止）

第6条 市長は、修学資金の貸与を受けている者（以下「貸与生」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を停止するものとする。

- （1） 死亡したとき。
- （2） 林業大学を退学したとき。
- （3） 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- （4） 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
- （5） 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- （6） 林業大学を卒業できないことが明らかになったとき。
- （7） その他貸与生として不適当と認められるとき。

（返還）

第7条 修学資金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

- （1） 前条の規定により修学資金の貸与が行われなくなったとき。
- （2） 林業大学を卒業した日から3か月を経過したとき。

- 2 修学資金の返還は、原則として一括払とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

（返還の猶予）

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金の返還を猶予することができる。

- （1） 第6条第3号に該当し、修学資金の貸与が停止された後も引き続き林業大学に在学しているとき。
- （2） 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

(返還の免除)

第9条 市長は、借受者が林業大学を卒業した日から3か月以内に、市民となるとともに、市内林業事業者において業務に従事していることが確認できた場合は、その者に係る修学資金の返還の債務を免除するものとする。

第10条 市長は、貸与生若しくは借受者が死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなったと認められるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第11条 借受者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に定める率の割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月16日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。